村山市立楯岡小学校校 長 井上 敏春

非常災害時における臨時休業について(お知らせ・お願い)

残暑の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より 本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、非常災害時における基本的な対策については、「熱中症及び非常災害時における対策等について(8月23日付け)」のとおりです。現在(本日午前10時の状況)発生している台風10号の動きが刻々と変化し、対応に苦慮しているところです。今後も自然災害(台風、暴風雨・雪、雷、地震など)や感染症(インフルエンザ、新型コロナウイルスなど)に対する臨時休業を始めとした様々な対策を講じる必要があります。

ついては、本校において臨時休業の措置を講じる際の判断基準を下記のように考えています。子供たちの安全・安心のため保護者の皆様には、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

記

1 臨時休業の判断と連絡について

(1)臨時休業について

気象情報や感染状況等を参考に、法に基づいて判断します。

- ①感染症予防のための休業…市教育委員会の判断(学校保健安全法)
- ②非常変災などによる休業…<u>学校</u>の判断 (学校教育法施行規則)

(非常変災などによる一日臨時休業の例)

- ア. 登校時に暴風雨などで徒歩通学が困難と判断される場合
- イ. 登校時は安全であっても、天気予報などにより下校時の安全確保ができないと考えられる場合



(2)連絡について

臨時休業とする当日の午前6:00 までを目途に、マ・メールで連絡します。

- ①可能な限り、臨時休業の前日に連絡できるように努めます。
- ②天候の急変等により、当日に判断せざるを得ない場合も想定されます。その際は、原則として午前5:30時点での情報を基に(1)のとおり判断します。
- ③「通常どおりの登校」「臨時休業」のいずれかを連絡します。

2 その他

今後、様々な対策について取りまとめたご家庭用のマニュアルを整備していきます。ご意見等がありましたら、学校までお寄せください。



√「熱中症及び非常災害時における対策 等について(8月23日付け)」 楯岡小学校(教頭) TEL 55-2411